

刑事弁護と更生支援計画（前編）

弁護士・社会福祉士
浦崎寛泰 Hiroyasu Urazaki

精神保健福祉士・社会福祉士
佐藤香奈子 Kanako Sato

I 事例編

とある登録10年目の弁護士（以下「弁」）が、窃盗被告事件の国選弁護人に選任されました。被告人の山田さんは、某県で一人暮らしをする20代の男性です（現在は勾留中）。山田さんは軽度知的障害があり、療育手帳（軽度）を所持していました。山田さんには万引き（窃盗）の執行猶予付きの前科がありましたが、執行猶予期間中に再び万引きをして逮捕・勾留され、起訴されました（本件被告事件）。

弁護士は、弁護士会の研修で知り合った社会福祉士資格を有するソーシャルワーカー（以下「SW」）に更生支援計画¹の作成を依頼しました。以下は、2人の初回の打合せの場面です。

✿1 繰り返される万引き

弁 本日は、お時間をいただきありがとうございます。早速ですが、山田さんの窃盗事件について更生支援計画の作成をお願いできればと思っています。

SW こちらこそ、よろしくお願いします。軽度知的障害の男性の万引き事件だと伺いました。

弁 はい。1年前にも万引きで執行猶予付きの判決を受けたにもかかわらず、今回はその執行猶予期間中の再犯です。万引きの事実は、被告人も認めています。正直申し上げて、今回は実刑の可能性が高い状況です。しかし、彼には知的障害があります。福祉的支援を受けられることを裁判官に訴えて、実刑を回避できないかと考えています。

SW 万引き事件ということですが、事件の詳しい内容を教えていただけますか？

弁 家電量販店でワイヤレスイヤホンを盗んで店から出たところ、すぐに見つかって現行犯逮捕されたというものです。

SW 1年前の万引きも同じような内容ですか？

弁 はい。別の家電量販店ですが、このときは、デジタルカメラを万引きしようとしてつかまつたようです。質屋でお金に換えて、生活費の足しにしようとしたようです。

SW 今回のイヤホンも、換金するつもりだったのでしょうか？

弁 はい。被告人は、今回も換金して生活費に充てようと考えていた、と話しています。

SW 生活費に困っていたということなのでしょうか？

¹ 法律上の概念ではないが、政府の「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）では、「主として弁護人が社会福祉士などの協力を得て作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面」を更生支援計画と呼んでいる。